

坂祝町入札参加資格審査申請書（物品・その他）提出書類一覧表

○印=必要書類 △印=該当時提出

提出書類		説明
1 入札参加資格審査申請書 ※1「委任を受けて坂祝町と取引を行う支店（営業所等）」の欄 ※2「使用印鑑」の欄	○	※1 町との取引上の権限を委任する場合は記載してください。 ※2 町と契約等に使用する印鑑を押してください。
2 委任状 ※申請書中にて委任の確認ができる場合は必要ありません。	△	営業所等へ町との取引上の権限を委任する場合のみ提出してください。
3 営業・事業概要書（2頁） ※「8の法令の規定による営業上の免許、許可、認可」の欄	○	直近2年間の決算書により記入してください。 次の例を参考にご記入ください。また、写しの添付が必要です。 【営業に関し必要な許認可等の例】 自動車車検整備、建物衛生環境管理、貯水槽・浄化槽保守清掃、廃棄物処理、警備業務、運送業、旅行業、食品製造、労働者派遣、等の業務 医薬品、医療用具、計量器、毒物劇物、農薬、発油、ガス、石油製品、食品、肥料、等の販売
4 物品・その他取扱品目一覧表	○	町との取引を希望するものについて一覧中の□を 赤色■ で表示してください。「その他」に該当する場合は、空欄にご記入ください。
5 消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（その3様式）の写し	△	税務署において発行されます。ただし、免税業者は除きます。※納税の猶予を受け提出不可能な場合は、証明できる書類の写しを提出してください。
6 市町村民税（都においては都民税）の納税証明書の写し ※坂祝町内に事業所を置く方は坂祝町税すべてにおいて完納である証明書の写しが必要です。	○	登録をする事業所所在地における、過去1年間の未納税額のない証明書の写し（過去1年以内に営業所等を開設した場合は、法人町民税開設届出書の写し）※納税の猶予を受け提出不可能な場合は、証明できる書類の写しを提出してください。
7 商業登記簿謄本の写し 又は身元（分）証明書の写し ※これは、代表者及び受任者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを確認するものです。	○	法人にあつては商業登記簿謄本の写し、個人にあつては身元（分）証明書（本籍地にて発行）の写し。また、受任者が役員以外で謄本に記載がない場合、身元（分）証明書の写し。外国籍の場合当該国の管轄官庁の発行する又は権限のある機関の発行する書面が必要です。
8 営業許可・認可証（写し）	△	
9 返信用ハガキ ※郵送申請をされた方で必要な方のみ	△	宛先を明記し切手を貼付し綴じ込まずに同封してください。

- 上記の順で、袋とじ、紙ひもとじ、ホッチキス止めのいずれかの方法で提出してください。（紙ひも以外の紐・金具・プラスチックは使用しないでください）
- 「9 返信用ハガキ」は綴じ込まずに提出してください。
- 官公庁が発行した証明書類は、3か月以内に発行したものの写しを提出してください。